

第 問

1. 法第2条第1号、第6条、第25条で、虚偽の表現を流布することを一般的に禁止及び処罰 ~~おこな~~ しているが（以下、①の立法措置という）、虚偽の表現の対象について「公共の利害に関する事実」と限定 ~~おこな~~ しているが、不明確であるため、憲法21条1項の表現の自由に対する萎縮効果があるため、大面上無効が。

判例は、法令の文言が不明確である場合は、明確性を欠くので、憲法21条1項に反し、無効であるとみる。

そして、不明確かを否かは 通常一般人が 規制の対象を認識しうるかどうか で判断する。

本件①の立法措置は、虚偽の表現の対象について「公共の利害に関する事実」と限定するものの、それ以外には限定を付さず、虚偽の表現を流布することを一般的に処罰しようとするものであり、通常一般人が規制の対象を認識しうるので、明確性の原則には反せず、合憲である。

2. ①の立法措置は、SNSにおける表現の自由（憲法21条1項）を侵害し、違憲ではないか。

(1) SNSは、個人が全世界を対象に、自己の政治的見解等の表現を、発信することからできる有意味な方法であり、SNSにおける表現行為は、「言論」（21条1項）の自由として保障される。

~~おこな~~ 虚偽の表現は、表現の自由の民主政に資する価値も、自己実現の価値が低いため、低価値表現であるから、「言論」の自由（21条1項）として、保障されないとも考えられる。

しかし、表現は、思想の自由市場において、認められる ような されることか予定されており、思想の自由市場を活性化させ、

このように書くと、

自己表現、自己実現は どうしても、思想の自由市場がなければ成り立たない。

2/10

2/5

2/4

2/30

4/8

第

問

なにか誤りが意思の判断を思想の自由市場に任せることが受容
である。

また、虚偽の否かを権力者が判断し、思想の流通を除外す
ることは、民主主義社会を復讐させることにつながりかねない。

そこで、虚偽の表現であるといえる低価値表現も「言論」の
自由として、21条1項により保障される。

(2) 虚偽表現も、罰則をもって禁じており（法第21条6条、
25条）。言論の自由に対する制約が認められる点に注意。

(3) 表現の自由も、無制限に保障されるわけではなく、「公共の福祉」（12条）
による必要かつ合理的な制約は許されるが、必要かつ合理的な制約の否かは
検閲の重要性、規制態様、規制の目的等を総合的に考慮して決する。

本件、虚偽表現の自由は、低価値表現であり、民主政に資するといえな
いので、検閲の重要性は低いと考えられる。

しかし、前述のように、思想の自由市場を活性化させる民主政に資する
低価値同様の重要な意味を有しており、検閲の重要性は高い。

また、規制態様は、表現内容から生じる実害に着目している表現
内容規制であり、重大な規制態様である。

したがって、必要不可欠な目的を達成するため、必要最小限の制限
手段といえる場合のみ合憲といえる。

(4) 本件では、虚偽の表現が流布されることによる社会的混乱を
防止するには、現行法の規制では十分ではなく、虚偽の表現を流布
することを禁ずることが必要であることである。

さらに、虚偽のニュースに対して、スーパーマーケットその他の店舗に

第

問

住民がおこして混乱が生じた等の立法趣意はあり。

しかし、そのような事態を防止するため、言論の自由を刑罰を用いて、規制することは、必要不可欠とまではいえず、違憲でないと考える。

仮に、~~合憲であるとして~~、目的が必要不可欠であるとしても、政府が報復により、正しい情報も発信することになり、社会的混乱を防止することは、十分可能である。

また、政府等の発信するSNSでは、防止できなくなる、社会的混乱の防止は、現行法が刑罰を適用して規制しており、二重に規制を新設する必要はない。

~~したがって必要~~ として、30万円以下の罰金ではなく、行政罰等のより、軽い刑罰にあっても、規制目的を達成することはできると。

したがって、必要最小限度の制約といえます。違憲でなく。

3. 立法措置②については、SNS事業者の表現の自由(21条2項)を侵害し、違憲ではないか

法9条12項は、SNS事業者は、その提供するSNSにおいて、特定虚偽表現があることを知たときは、すみやかに当該表現を削除しなければならないとしている。

SNS事業者は、自己の運営するSNS上の表現を存続させる自由が、「一切の表現の自由」(21条22)として保障される。

そして法9条22、法26条で、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金。SNS事業者は、知たからして、表現の自由が制約されている。(カ)

公衆の福祉(12条)内の制約は、制約の重要性等を総合的に判断して、本件制約は、憲法的表現の自由であり、その重要性は低いと考え

(第 問)

えられる。

しかし、SNS事業者が営利目的の側面を有しているとして、思想の自由市場を争うという意味に於いては、重要な規制である。

また、上述の通り、内容規制であるから、重大な規制態様である。したがって、目的が必要不致で、手段が必要最小限のものとして適合した限り合憲である。

本件では、選挙の公正が目的であり、選挙(15条)により、国民の代表を選出する民主主義を支える制度、必要不致な目的である。

SNSは、個人や全世界を対象に自己の政治的見解を発信することができ、有言無言を問わず、これを制約する手段としては選挙権行使等に於いても公正を害する場面に於けることがなく、若し特別規制は必要最小限でありはしないため、2条2項に反し、合憲である。

4. 立法措置問題に於いて、26条で、行政手続法の適用除外がされていることは、引条違反か。

判例は引条は、本来刑事手続に適用されるものであるが、行政手続に於いても適用される場合があるとする。しかし、その適用の程度は趣旨、目的等により異なるとする。

しかし、刑罰を科する行政手続とあっては、引条が適用されると解すべきである。

本件では、26条で、6月以下の懲役又は100万円以上の罰金という重大な刑罰が課せられており、是故、手続関係の適正手続は適用されるべきであり、そのような規定を

19 3
15 1/5
16 1/5
17 2
+2

(第 問)

適用除外に該当する20条は、31条に反し、建築で与える
事である。

5. 規制④に照して、独立行政委員会として、72ヶ年20条規制委員会
が定められているが、選挙の公正を目的とするため、限られた選挙管理委員
会が行うため、行政目による表決の継続の要請とつながるため。
13条の731バリエーション権限をいふ、法94条、16条等は、建築で
おこなうことである。

以上



28/100

0/10
15/30
4/8

第1. 立法措置①について.

1. 法案(以下略称) 6条、25条は、SNS上で表現を発信する自由を侵害し、憲法21条1項に反し、違憲ではないか。

2. 憲法21条1項は表現の自由を保障するから、SNS上で表現を発信する自由は、当然これに含まれるといえる。

不要

よ、2. SNS上で表現を発信する自由は、憲法21条1項により保障される。

この点につき、SNS上で表現を発信する自由が同条項に保障されるとして、虚偽表現はこれに含まれないとする立場が考えられる。

保護範囲は世帯主が
おそれる??

しかし、表現は多種多様であり、虚偽と真実の区別は難しい場合もある。このような場合があり、どこまでかわらず、一律に禁止の対象とし(6条)、これに違反してしまっただけの場合には、罰則を科せられしめる(25条)というのであれば、表現行為に好む善悪結果を及ぼしかねない。また、~~虚偽表現を禁止する~~虚偽表現を逆手にとったユーモア表現もある。

±1

したが、虚偽表現もいって、憲法21条1項により保障されると解釈するべきである。

3. ~~さらに憲法に保障された表現につき、6条、25条は一般論に禁止し、また、25条は、違反した場合に、罰則を科せしめる。したがって、①は、罰則を皆無に表現することを禁止する強硬な制約といえる。~~

(第
問
)

第 問

1 認識を促す表現(=よす)場合には、違反と判断した罰則
2 を科すための、表現を専断的に取り扱うことが、さらに、表現
3 をした時点で、虚偽であることが知り得たかどうかが
4 判断は、困難である。

5 したが、2. 虚偽であることを禁止する場合には、発信した
6 表現が、虚偽であることが確定した場合には、それ以後、その情報を
7 発信しようとする者に対しては、それは、その旨を、その旨に
8 規制委員会として、発信し、同時に、それ以後に、その虚偽内容を
9 発信しようとする者がいる場合には、その情報は、虚偽である旨、画面
10 上に表示せよとする旨で、社会の混乱を回避しようとしている。
11 よ、2. 必要最小限とはいえる。

12 (3). 以上から、①は、違反である。

13 第2. ②について。

14 1. 9条2項、26条は、SNS事業者の職業選択の自由を侵害し、
15 憲法22条1項に反し、違反である。

16 2. 憲法22条1項は、職業選択の自由を保障する。選
17 択した職業を遂行する自由を認めなければ、選択の
18 自由を保障した旨の意味がなくなる。そこで、同項
19 は、職業遂行の自由を保障する。

20 3. 33条1項に示されるように、独立行政委員会として設置され
21 ている規制委員会(15条)は、SNS事業者に対し、
22 表現を削除するように命令することができ、SNS事業者が、
23 この命令に違反した場合には、その旨を、その旨に(9条

（第 問）

2項、26条）。また、この委員会命令については、行政手続法の
定め、事前手続は不要とされている（20条）。

このように事前手続を何ら程も必要なく、罰則を基準に、
一時に削除を命じることができ、当該SNSに於ける情報が
損われ、利用者が離れ、当該SNSの経営は成り立たなくなる、と
し得る。さらに、SNS事業者が命令に従い表現を削除した場合
にその表現の発信者に対する損害については、SNS事業者
を責任者とされている（13条）。これは、特に、当該
SNS事業者は、経済的負担を要しないことにより、しかし、この
責任とれた損害をリスクとして規制委員会が、代替えの旨
の表現規定は、結局、発信者の泣き寝入りということになる。
このようなSNSは、やはり信頼を失い、利用者が離れること
になる。

したがって、SNS事業者の職業活動の自由は制約されている。
4. この②に於ける合憲性の判断の枠組みに、
職業活動とは、これにより収入を得、生活の基盤となること、
とて、職業活動を通じて、人格を形成、維持する側面もある。
また、社会的相互関係性が認められ、一定程度の制約を行う
ことも必要とされる。

したがって、目的が重要で、手段と手段に實質的関連性がある
と認められると判断すべきと解する。

① ②の目的は、選挙の公正が害されることを防止する点に在
り、選挙は、民主主義の根幹と認められる。当該目的は

（第 問）

重要といふ。

(2) 選挙に際して、一府県に先行命令し、この命令に違反した場合には処罰を科すことにより、命令に行政手続法の事前手続を要する点（中）、自治体の間に実効性阻害が生ずるおそれがある。

よす。選挙は前記のとおり、民主主義の根幹をなすものとして、これが害された場合、その回復が著しく困難といふ。したがって、選挙に際しての虚偽の表現から、選挙の公正を守るため、選挙に必要措置を執る必要が生ずるおそれがあるといふ。

5. 以上 (2) は合意といふ。

以上。

謝辞や、私の初日の授業についての解説を
用いて下さい!! 要領書です

2/100

第1 立法措置①の合憲性について

1. フェイクニュース規制法(以下、「法」)6条は、公衆の利害に関する虚偽の表現を流布することを一般的に禁止することは、憲法21条1項に反し、違憲ではないか。

改正法(以下略)

(1) 21条1項は保障する表現の自由とは、自己の思想・内心を外部に表明することを保障するものである。虚偽の表現であっても、表現行為に含まれる以上は、本項の保障を受ける。法6条は、国民が虚偽表現を行う自由を保障するものである。

理由は、いかに

第17条と関係は??

(2) 法6条は、虚偽の表現が流布されることによる社会的混乱の防止を目的としている(法1条)。近年、各国において虚偽のニュースが広く伝播されること、社会に与える負の影響が問題視され、我が国においても過去に、虚偽のニュースがSNS上で流布され、大規模な混乱を招くことになった状況を踏まえて、正当な目的であると考えられる。

しかし、法6条は、虚偽の表現の対策について、公衆の利害に関する事実以外の限定を付せず、虚偽表現の流布を禁止するものである。法6条に違反した者には、罰金刑が科せられることと踏まえて、同条が国民の表現行為に与える影響は非常に大きい。表現の自由は、国民の自己実現および民主主義の実現という趣旨から、高い価値の表現として広く保障される規定である。法6条は、そのような自由を制約する手段として合理性を欠くものである。

(3) よって、法6条は、21条1項に反し、違憲である。

2. 法2条1号は虚偽表現を「虚偽の事実を、真実であるものとして提示する表現」と定義することは、法令の文言として非常に広汎なもので、明確性を欠くとして、21条1項に反し、違憲ではないか。

1/54

第

問

・これは
おもしろい
・第17条
と関係は
あるのか
・第17条
と関係は
あるのか

7/30

4/8

5/7

6/3

7/5

8/5

9/2

2/19

両方の割合!!

第 問

(1) 21条1項は、前述のように国民の自己実現及び民主主義の実現という趣旨から、
なく表現の自由を保障するものである。したがって、これを過度に広汎な文言を用いた
法令で規制することは、規制対象が不明確であるため、国民に必要以上に表現
行為を控えさせる結果があり、国民の表現の自由を侵害するものである。

(2) 法2条1号においては、どのような事実が「虚偽」にあたるかが明確でない。
虚偽表現の流布を規制する現行法では、その対象が「特定の人の社会的評
価や業務に関するもので、かつ流布したことの結果として、個人や法人の名誉及び
信用を毀損したとき、その業務を妨害したときを要求している。これに対して、
法2条1項は、処罰対象となる「虚偽表現」を「虚偽の事実」と真実であるも
のとは指示する表現にのみ定義している。このような文言は、一般人の目から見てど
うな行為が処罰対象にあたるかが明確でない。

(3) よって、法2条1号は、21条1項に反し、違憲である。

第2 立法措置②の合憲性について。

1. 法9条1項は、SNS事業者に対して、特定虚偽の削除を求めることは、
22条1項に反し、違憲ではない。

(1) 22条1項は保障する職業選択の自由には、営業遂行の自由も含まれ
る。利用者に対して、任意の情報を他の利用者と共有し、又は公衆にアクセス可
能なものとすることを目的とするSNSの提供を業とするSNS事業者に対して、利用者
が投稿した表現の削除を求めることは、SNS事業者が利用者に情報を任意に共有す
る自由を制約するものである。利用についての具体的な規制が、規範がない。

(2) 法9条1項の目的である選挙の公正の確保は、消極目的であるため、当該
目的に基づき権利の制約は緩やかに判断されるべきである。選挙の公正の確保

2/11

目的は21条1項と同一

初回の授業内容

2/30

13
0
15

14
0
3

15
1
5

第

問

1 いう目的は、衆選挙制度に民主主義の根幹を支える重要な制度であるから、
 2 合理的な目的である。そして法9条1項は、その規制対象を、「虚偽表現である
 3 ことが明白」(法9条1項1号)かつ「当該表現により、選挙の公正に害され
 4 るおそれがあること」が明白である」(同項2号)場合に限定し、その期間も「選挙
 5 運動の期間中及び選挙の当日」(同項柱書)に明確に限定している。法
 6 9条1項の措置を執らば、事業者に対しては、フェイクニュース規制委員会に当該表現
 7 の削除命令を出し、^(同条2項)同命令に従わば、事業者に対しては、懲役刑を含む刑罰が
 8 予定されている~~こと~~(26条)^{こと}、法9条1項の実効性は強く確保されている。しる。
 9 SNS事業者が法9条1項及び2項に従ったこと、当該表現の発信者に対し
 10 に損害の賠償は免責される(法13条)ことから事業者が負う損失は、最小限度
 11 のものである。したがって、法9条1項は、~~SNS事業者の営業~~同項の目的のため、
 12 合理的な手段によるものである。

13 (3) よって、法9条1項は、22条1項に反せず、合憲である。

14 2. 法2条3号が、SNS事業者から「当該SNSの国内における利用登録者」が
 15 200万人に満たないものを除外したことは、14条1項に反し、違憲ではないか。

16 (1) 14条1項にいう「平等」とは、合理的な理由なく区別しないことを意味す
 17 る。法9条1項及びこれに関連する法令によるSNS事業者に対する規制の有無を、
 18 利用登録者数が200万人に足りるかどうかで区別することは、合理的理由を欠く
 19 差別的取扱ではない。

20 (2) 法2条3号が、規制対象となるSNS事業者を利用登録者の数で区別し
 21 た~~科刑~~理由は、当該SNSがもつ社会的影響力の大小^は、利用登録者数^が
 22 大きく影響するためであると考えられる。法がSNS事業者に対し特定虚偽表
 23 現の削除を求める目的は、選挙の公正の確保のためである。当該目的自体、1

（第 問）

1	の(2)で述べたように合理的なものである。そして、規制対象となるSNSの利用登録
2	者数が大きければ大きいほど、当該SNSに共有される表現が選挙の公正性に与える
3	影響は大きい。実際、エ県知事選挙の際にSNS上に流布した虚偽のニュースによ
4	り、選挙の公正が害されたと考えられる。したがって、法の目的のため、SNS利用登録
5	者数で規制対象となる事業者を区別することには、合理性がある。ただし、区
6	別の基準を200万人とするには、合理的根拠が欠く。
7	(3) したがって、法2条3号は、同号但書のうち基準を200万人とする部分を除
8	いて合憲である。
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	